

令和7年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年3月26日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和7年3月26日 午後2時15分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 9名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	9番	大西 俊則		1番	毛利 政則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.3.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議 長	ただいまより、令和7年第2回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は9名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番の大西俊則委員及び、1番の毛利政則委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。
	議 長	議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案2号	議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (R7.3.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成 28 年 3 月 8 日付け北海道農業会議第 80 回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより 30 a 以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第 1 種農地、甲種農地、第 2 種農地において、転用目的が農地住宅である案件。第 3 種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました毛利政則委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	1 番委員	3/11 日に委員及び事務局計 5 名で現地確認を行いました。事務局長から説明があった内容と相違なく許可相当と判断しましたので報告いたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	事務局長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 事 の 経 過 (R7.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
議案 4 号	議 長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番から 5 番の件を、議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	1 番委員	利用権設定をする者が遠方の方の場合、どのように手続きを行っているのか。
	事務局長	郵送にて対応するケースがほとんどとなりますが、その際は各地区の利用改善組合の組合長にも了承をいただいた上で手続きを行っております。
	9 番委員	今回の新規案件の[REDACTED]については、どちらに住まわれているのか。
	事務局長	地番上は旭浦地区になりますが、高台地区に住居があります。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番から 5 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (R7.3.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4 号	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番から 5 番の件を、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、6 番の件を、議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、[] が除席の対象となります。議長を [] に務めていただきます。暫時、休憩いたします。
	職務代理	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	職務代理	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	1 番委員	表記されている面積については、これで問題ないか。
	事務局長	問題はありません。きりのいい数字にはなっておりますが、両者確認の上での面積となっております。 (他に、質疑はございませんか。)
	職務代理	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、6 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	職務代理	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、6 番の件は、可と決定いたします。
	職務代理	[] が復席しますので、暫時、休憩いたします。

議 事 の 経 過 (R7.3.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉 会	議 長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和7年 第3回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。